

労務協会からのお知らせ

健康保険を資格喪失した後に受けられる保険給付について

健康保険から給付が受けられる期間は、原則的には入社日（資格取得日）から退職日（資格喪失日の前日）までです。例えば、保険証で病院を受診できるのは退職日までです（資格喪失日以降、保険証を返さないで病院を受診してしまうと、保険給付分（医療費の7割）が後からけんぽ協会（健保組合）より請求がきます）。

しかし、一部の保険給付には例外があります。皆様、ご存知でしょうか？

	給付の種類	条件	備考
継続給付：退職前から保険給付を受けている人が資格を喪失した場合	A 傷病手当金	①退職日以前に継続して1年以上健康保険の被保険者であったこと かつ ②退職日時点で傷病手当金を受けられる状態にあること	傷病手当金は受け始めの日から1年6ヶ月間ですが、退職後は在職中すでに支給を受けた残りの期間について受けることができます
	B 出産手当金	①退職日以前に継続して1年以上健康保険の被保険者であったこと かつ ②退職日時点で出産手当金を受けられる状態にあること	出産手当金は受け始めの日から原則98日間ですが、退職後は在職中すでに支給を受けた残りの期間について受けることができます
退職後に保険給付を受ける事由が生じた場合	C 埋葬料（埋葬費）	①上記Aの退職後継続給付の傷病手当金を受給中の者が死亡したとき または ②上記Aの退職後継続給付の傷病手当金を受けてなくなってから3ヶ月以内に死亡したとき または ③被保険者であった者が資格喪失後3ヶ月以内に死亡したとき	被保険者本人の死亡に限ります
	D 出産育児一時金	①退職日以前に継続して1年以上健康保険の被保険者であったこと かつ ②退職日の翌日（資格喪失日）後、6ヶ月以内に産出したとき	被保険者本人の出産に限ります
任意継続被保険者の保険給付※	E 傷病手当金	①退職日以前に継続して1年以上健康保険の被保険者であったこと かつ ②退職日時点で傷病手当金を受けられる状態にあること	傷病手当金は受け始めの日から1年6ヶ月間ですが、退職後は在職中すでに支給を受けた残りの期間について受けることができます
	F 出産手当金	①退職日以前に継続して1年以上健康保険の被保険者であったこと かつ ②退職日時点で出産手当金を受けられる状態にあること	出産手当金は受け始めの日から原則98日間ですが、退職後は在職中すでに支給を受けた残りの期間について受けることができます

※任意継続被保険者には、在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を原則として受けることができますが、傷病手当金・出産手当金は、任意継続被保険者にはEまたはFに該当する場合を除き支給されません